

## 消費生活センターに設置する掲示物等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民局生活文化スポーツ部消費生活センター（以下「センター」という。）の情報プラザ及び資料情報コーナー等に設置する掲示物、配布物及び刊行物（以下「掲示物等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 掲示物 ポスター等、施設内に掲示することを目的とする印刷物
- (2) 配布物 来訪者が自由に持ち帰ることを目的とする印刷物や啓発物品
- (3) 刊行物 資料情報コーナー利用者の閲覧の用に供する冊子のうち定期的に作成されているもの

(掲示物等の作成者)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者が作成する掲示物等をセンターに設置することができるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人又はこれらに準ずる団体
- (2) ちばし消費者応援団に登録されているもの
- (3) 食品、家電製品等の商品について回収し、又は修理し、若しくは交換する目的で、リコール情報を出している事業者
- (4) その他センター所長（以下「所長」という。）が適当と認めるもの

(掲示物等の範囲)

第4条 設置することができる掲示物等は次に掲げるものとする。

- (1) 消費生活に関するもの
- (2) 消費者教育に関するもの
- (3) 市政に関するもの
- (4) その他所長が適当と認めるもの

(掲示物等の制限)

第5条 掲示物等が次の各号の一に該当するときは、センターに設置することができない。

- (1) 営利目的又は営利的性格が強いもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの
- (4) 特定の個人又は団体を支持し、又は誹謗中傷するもの
- (5) 内容の真偽について疑義があるもの
- (6) その他所長が適当でないとしたもの

(掲示物等の掲示期間)

第6条 掲示物等の設置する期間は概ね1か月とする。ただし、掲示物等の内容及び設置ス

ペースに応じて、設置期間を短縮し、又は延長する場合がある。

2 配布物については、設置中に最新のものが提供された場合、古いものは速やかに撤去するものとする。

3 刊行物のバックナンバーについては、可能な限り閲覧の用に供するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、掲示物等に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年8月15日から施行する。